

インペリアルクラブ会員の皆様へ

インペリアルクラブ UC カード

個人情報に関するご案内
インペリアルクラブカード会員特約
インペリアルクラブ会員規約
インペリアルクラブポイント規定

個人情報に関するご案内、
会員特約、会員規約ならびにポイント
規定をよくお読みのうえ大切にご保管
ください。

株式会社 帝国ホテル

個人情報 の 取 扱 い に 関 す る ご 案 内

I. 個人情報保護方針

株式会社帝国ホテル（以下、当社という）は、当社が業務上使用する個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、自主的な体制及びルールを確立し、これを実行し維持することを宣言いたします。

- 当社は、この宣言を実行するために、個人情報の保護に関する社内規程を定め、当社従業者（役員、雇用関係にある従業員及び派遣社員等を含む）、その他関係者に周知させ実行し、改善・維持をしてまいります。
- 当社は、個人情報の滅失、き損、改ざん及び漏えい等を防止するために、情報システムの安全管理に関する社内規程を定め、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策など適切な情報セキュリティ対策を実行してまいります。
- 当社における個人情報保護の基本原則は以下のとおりです。

(1) 不正な収集の禁止

個人情報の収集にあたり、適法かつ公正な手段によって行なうこととし、不正な方法によって収集することを禁止します。

(2) 目的外利用の禁止

個人情報の利用にあたり、利用目的の範囲内に限定して取扱うこととし、目的の範囲を超えて利用することを禁止します。

(3) 安全性の確保

個人情報の取扱いにあたり、安全管理に留意し、安全性が確保できない状態での入出力・保管・搬送・送信・廃棄を禁止します。

(4) 第三者提供の禁止

法令で定める範囲を超えて、ご本人の同意無く個人情報を第三者へ提供することを禁止します。

業務の委託をするに伴い個人情報を第三者に預託する場合や、個人情報を第三者との間で共同利用する場合、当該第三者との間で必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。

(5) 本人の権利尊重

個人情報の主体であるご本人がご自身の個人情報について、開示、訂正、利用停止等を請求する権利を有していることを認識し、ご本人からのこれらの要求に対して法令等の定める手続に従い対応します。

II. 取得に関する事項

当社は、当社の施設・商品（宿泊、宴会、飲食、物品販売、その他付帯商品の提供・販売、サービスの提供、催事の実施等）に関する取引、当社と提携する事業者（以下、提携先という）との取引及びその他の取引（以下、総称して取引等という）に際し、以下の方法により個人情報を取得いたします。

1. ご本人から直接取得

- 電話、書面（電磁的記録を含む）、名刺、口頭、インターネット等
- ご本人から正当な権限を授けられた方から取得
- 利用申込者、紹介者、旅行斡旋事業者、提携先、及びパッケージ商品等の受付事業者等
- 公表されているものから取得
- 新聞、インターネット、電話帳、刊行物及びその他書物等

III. 利用目的に関する事項

当社は、取得した個人情報を以下の目的に使用いたします。

- 取引等に関連して行う案内・確認等の為の連絡、商品の発送、代金の支払い・精算、その他関連する事項に利用いたします。
- 当社の経営・営業、及び提携先の営業に関する案内・広告・宣伝・アンケート等を目的に、電話、ファクシミリ、郵便、宅配便、電子メール、その他の手段により本人に告知・送付する為に利用する場合があります。
- 当社が所有または営業する敷地及び建物内に、正当な権限により出店または入居する当社以外の事業者が経営するレストラン、店舗、窓口及び事務所等（以下、テナント等という）に関する告知・送付の為に利用する事があります。但し、この場合当社から当該テナント等に対して個人情報を提供する事はありません。

4. 当社及び提携先の施設・商品サービス等の利用状況の把握及び改善、開発に役立てるために、コンピュータ等を使用した統計・分析に利用する場合があります。

5. 当社は、各会員組織における会員情報の管理及び会員に対しておこなうサービス等のために利用いたします。

IV. 委託及び共同利用に関する事項

当社は、業務の全部または一部を委託する場合、個人情報の守秘義務管理、監督を含む契約を結ぶことにより個人情報の安全管理を図る措置をいたします。また、当社子会社・関連会社及び他事業者と利用目的の範囲内で個人情報の全部または一部を共同して利用する場合があります。外国にある委託先、当社グループ現地法人及び他事業者に個人情報を提供する際には、法令等にもとづき我が国と同等の水準の安全管理を図る措置をとります。共同して利用する者の範囲と利用目的（詳細についてのお問合せは下記Vの窓口にて対応いたします。）

1. 宴会等

装飾・装花、衣装、司会、筆耕、写真、引出物、クローク、配膳業務等の商品・サービスを提供する事業者との間で利用いたします。

2. 宿泊・レストラン等のパッケージプラン

人間ドック、エステ、ハイヤー等の商品・サービスを提供する事業者との間で利用いたします。

3. 宿泊・館内施設等

プール・サウナ、マッサージ、テナント等の館内商品・サービスを提供する事業者との間で利用いたします。

4. 各会員組織運営等

会員会関連手続、データ登録・管理、ポイントサービス関連等の総合的なサービスを提供する事業者との間で利用いたします。

5. その他

定期・不定期に実施されるダイレクトメールなどの発送を代行する事業者等の総合的なサービスを提供する事業者及び提携先との間で利用いたします。

V. 開示等に関する事項

当社は、ご本人の個人情報をできるだけ正確かつ最新の内容で管理します。ご本人からお申し出があったときは、登録情報の開示を行います。また、内容が正確でないなどのお申し出があったときは、その内容を確認し必要に応じて登録情報の追加・変更・訂正または利用の停止等を行います。

窓口（9:00～17:00／土・日・祝日を除く）

インペリアルクラブ会員様窓口…インペリアルクラブデスク 0120-11-6571

お客様窓口…ホテル事業統括部 03-3504-1111（代表）

※お取引先ご担当者様の窓口は当社担当部署にご連絡ください。
※開示の求めに関する手続き（必要書類・受付の方法・ご本人確認の方法・手数料・その他）についての詳細は各窓口までお問い合わせください。
※当社ホームページより取得する個人情報については、「帝国ホテルホームページにおける個人情報の取扱いについて」、「帝国ホテルニュース@メールにおける個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

VI. 取扱い内容の変更

このご案内の内容は、法令の改廃、社会的な通念の変化、その他の事由により予告なく変更することがあります。

インペリアルクラブカード会員特約

第1条（カード名称）

本カードは、株式会社帝国ホテル（以下「帝国ホテル」という）と株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」という）が提携して発行するもので、カードの名称は「インペリアルクラブカード」（以下「本カード」という）と称します。

第2条（入会方法）

- 入会申込者は、UCカード会員規約、インペリアルクラブ会員規約、インペリアルクラブポイント規定、帝国ホテル及びセゾン（以下「両社」という）が定める本特約の内容を承認のうえ、両社に入会を申し込むものとします。
- 本カード会員は、両社が本人会員または家族会員として入会を認めたものとし、UCカード会員規約及びインペリアルクラブ会員規約に定める会員資格（以下、「本カードの会員資格」という）を有するものとします。
- セゾンは会員に対し、本カードを貸与するものとします。

第3条（特典およびサービスの利用）

- 会員は、帝国ホテルが提供するサービスを受ける場合、帝国ホテル所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、セゾンが提供する特典およびサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条（会員情報の収集・保有・利用及びプライバシー保護）

- 申込者及び会員（以下、「会員等」という）は、両社が業務上必要な範囲において、当会員等から提供された入会申込書・変更届等に記載された情報及び会員のカード利用に際し知り得た情報を自ら利用し、また、相互に提供または交換することを承認するものとします。
- 会員等は、前項の情報を帝国ホテルまたはセゾンが業務上必要な範囲で利用することを承認します。
- 両社は、第1項、第2項により知り得た会員情報について、会員のプライバシー及び個人情報保護に十分な注意を払うものとします。

第5条（会員資格の喪失）

- 帝国ホテルは、会員が本カード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何ら通知をせずに本カード会員資格を喪失させることができます。なお、本人会員が本カード会員資格を喪失した場合は、その家族会員も本カード会員資格を喪失するものとします。
- 会員が第1項により本カードの会員資格を喪失した場合、セゾンは当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
- 会員が、会員資格を取り消された場合は、本カード会員資格を喪失するものとします。
- 第2項または第3項により、セゾンが本カードの返還を求めた時は、速やかに返還を求められたカードをセゾンに返還するものとします。

第6条（特約の改定）

本特約が変更され、その変更内容を本人会員にお知らせした後は、本カードに関する取引があった場合またはお知らせ後1カ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

インペリアルクラブ会員規約

第1条（インペリアルクラブ会員、家族会員）

- ①帝国ホテル（以下「当ホテル」と称します。）にご利用実績のある方。
- ②当ホテルより勧誘させていただいた方。以上のいずれかに該当する30歳以上の方で、当ホテルおよび株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」と称します。）に対し、本規約、UCカード会員規約、インペリアルクラブカード会員特約およびインペリアルクラブポイント規定をご承認の上、当ホテルおよびセゾンが発行するクレジットカードのご入会をお申込みいただき、当ホテルおよびセゾンが入会を認めた方をインペリアルクラブ会員といたします。尚、本規約第7条に該当する方はご入会いただけません。
- インペリアルクラブ会員と同居し、かつ生計を同じくする20歳以上のご家族の方で、インペリアルクラブ会員がカード利用代金および各種サービスのご利用によって生ずる債務の支払い

その他一切の責任を連帯して引き受けることをご承認の上、インペリアルクラブ会員と同様に本規約およびUCカード会員規約並びにインペリアルクラブカード会員特約およびインペリアルクラブポイント規定をご承認の上ご入会をお申込みいただいた方で、当ホテルおよびセゾンが入会を認めた方を家族会員といたします。

第2条（カード発行）

- 前条のご入会が認められたインペリアルクラブ会員、家族会員（以下両者を「会員」と称します。）には、当ホテルとセゾンが業務提携して発行する「インペリアルクラブカード」と称するクレジットカード（以下「本カード」と称します。）を発行させていただきます。
- 本カードのご利用は本カードに記名されたご本人に限らせていただきます。

第3条（会員特典）

- 会員には、当ホテルの行なう各種特典サービスをご提供させていただきます。
- インペリアルクラブ会員には、帝国ホテルが発行する催物、イベントに関する小冊子をご送付いたします。

第4条（会員被紹介者の利用及び優待券等の利用制限）

- 会員は、会員でない方の為に当ホテルの会員による紹介利用について予約を行なうことができます。会員により紹介された方は、当ホテルが提供する会員による紹介利用特典を受けられます。会員被紹介者は、原則として、紹介券をご持参いただくこととさせていただきます。
- 当ホテル発行の優待券・割引券・紹介券等（以下「優待券等」という）は特段のことわりが無い限り、会員ご本人、ご家族、ご友人・知人のご利用に限らせていただきます。優待券等は他人に販売する等、営利を目的とした取引に使用することはできません。また、会員は会員被紹介者を公募し優待券等を使用することはできません。
- 会員及び会員被紹介者は、本規約を遵守することを条件として、この特典を利用することができるものとし、万一本規約に違反した場合、特典の利用はできません。また、会員は会員被紹介者が特典を利用したことにより生じる一切の債務について、会員被紹介者と連帯して責任を負うものとします。

第5条（他顧客組織会員のインペリアルクラブ特典の利用）

当ホテルおよびその関連企業が運営する「ゴールデンライオン」および「フィットネスクラブ」の各会員は、本規約を遵守することを条件として、インペリアルクラブの特典を利用することができます。「ゴールデンライオン」および「フィットネスクラブ」の会員資格を喪失した時には、インペリアルクラブ特典を利用することはできません。

第6条（ご利用代金の決済）

ご利用代金は現金または本カードもしくは当ホテル取扱のクレジットカードにてご清算させていただきます。

第7条（会員特典を受ける資格の喪失）

会員は次の場合、第3条の会員特典を受ける資格を喪失します。ただし、第3条の会員特典を受ける資格以外の本カードの利用資格については、別に定めるUCカード会員規約およびインペリアルクラブカード会員特約に定める資格喪失事由によるものとします。

- ①UCカード会員規約に基づき会員資格を喪失した場合
- ②ホテル宿泊約款および利用規則を遵守いただけない場合
- ③入会時に虚偽の申請をした場合
- ④品行方正を欠くなど会員としてふさわしくない行為のあった場合
- ⑤2年間、ご利用のなかった場合
- ⑥住所変更等のお届けがなく1年以上当方からの連絡が不可能な場合

- ⑦ご利用代金のお支払いがいただけなかった場合、または正常なお支払いに支障をきたした場合は
- ⑧会員特典以外の利権の主張や不当要求などのあった場合
- ⑨「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で定める各種暴力団やその他の組織に関与している場合
- ⑩前号に類する者、あるいは当ホテルが前号の者とみなす団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体その他組織に関与している場合
- ⑪別に定めるインペリアルクラブポイント規定を遵守いただけない場合
- ⑫会員が死亡したときまたは会員が成年後見制度の適用を受けた場合
- ⑬破産、倒産等により銀行取引停止状態にある場合
- ⑭その他会員としてふさわしくないと判断した場合
- ⑮第4条に記載する会員被紹介者に前記各号の事由があった場合

第8条（その他）

諸般の事情により、事前に通知することなく本規約を改定させていただきますことがございますので、あらかじめご諒承ください。

インペリアルクラブポイント規定

第1条（規定の目的）

1. 本規定は、株式会社帝国ホテル（以下「帝国ホテル」という。）と株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」という。）との提携により発行する「インペリアルクラブカード」（以下「本カード」という。）の利用に応じ、帝国ホテルが本カードの会員（以下「会員」という。）に対し提供する特典（以下「インペリアルクラブポイントプレゼント」という。）の内容とその特典を受ける為の条件を定めたものです。
2. 帝国ホテルは、必要あると認めるときはいつでも、会員に予めまたは事後に文書で通知して、この規定を変更できるものとします。

第2条（インペリアルクラブポイントプレゼント）

1. インペリアルクラブポイントプレゼントは本人会員または家族会員のご利用ポイントに基づき帝国ホテルから所定の還元（以下「プレゼント」という。）を受け取ることができる制度です。プレゼントは、本カードにより信用販売を受ける商品・役務等の購入金額（以下「カード利用代金」という。）に応じて帝国ホテルから付与されるポイント（以下「ポイント」という。）の残高に基づき計算されます。
2. 本カードの会員資格を喪失した場合は、インペリアルクラブポイントプレゼントを利用することはできません。
3. セゾンが行なう「永久不減ポイント」は、本カードでは利用することができません。

第3条（ポイントの付与対象）

前条第1項のカード利用代金は、キャッシングサービス・各種ローン・各種保険料その他所定のものは含まれないものとします。

第4条（家族会員のカード利用代金）

家族会員のカード利用代金は、ポイント付与に関して、当該会員の属する本人会員のカード利用代金として見做しますので、そのポイントは、本人会員に付与されます。

第5条（ポイントの付与日）

ポイントは、毎月10日にセゾン所定の方法により締め切られたカード利用代金に応じて、所定日に本人会員に付与されます。

第6条（ポイント付与取消）

本人会員または家族会員の商品・役務等の購入の取り消し等により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合、その取り消し額に応じたポイントも、セゾン所定の方法により取り消されるものとします。

第7条（ポイントの計算）

本人会員のポイントは、毎月10日にセゾン所定の方法により締

め切られたカード利用代金に応じて、次のとおり計算され(1)から(3)の合計ポイントが付与されます。

- (1) 帝国ホテルグループ（東京、大阪、上高地、ザ・クレストホテル）のカード利用代金の合計金額（5,000円未満切り捨て）に対し、ゴールドカード会員は5,000円を単位とし、これに五千分の三を乗じて得られるポイントとし、一般カード会員は、5,000円を単位とし、これに五千分の二を乗じて得られるポイント。

[注一 前項の帝国ホテルグループの利用に於けるポイント付与は、帝国ホテル直営店でのご利用分とさせていただきます。]

[注二 帝国ホテル直営店については、カード送付時にご案内いたします。]

- (2) 前項一(1)の帝国ホテル以外の加盟店でのカード利用代金の合計金額（5,000円未満切り捨て）に対し、5,000円を単位とし、これに五千分の一を乗じて得られるポイント。
- (3) 期間を限定し、帝国ホテルが第1項一(1)のポイントの計算について割増ポイントを付与する場合、その割増ポイントの付与は、事前に会員へ告知するものとします。

第8条（ポイントの蓄積とポイントの有効期間）

1. 本人会員は、毎年3月11日から翌年3月10日迄の1年間ポイント蓄積ができます。
2. 第1項の所定の期間に蓄積したポイントは蓄積年度の翌年度に限り、繰越をすることができます。
3. 本人会員は、入会時期の如何に関わらず、ポイントの蓄積期間は第1項の所定の期間といたします。

第9条（会員へのポイントのご連絡）

1. 第7条に基づき計算されたポイント数および蓄積された有効なポイント残高などは、会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。
2. 会員は、UCコミュニケーションセンター「インペリアルクラブ」デスクに問い合わせることにより、その所定の営業期間ならいつでも、その時点で有効なポイント残高を確認することができます。

第10条（ポイントに基づくプレゼントの条件）

本人会員は、蓄積された有効なポイント残高に基づくプレゼントの申込みをすることができます。

第11条（プレゼントの決定）

1. 帝国ホテルは、会員からのプレゼント申込みを受付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、そのプレゼントの可否を決定するものとします。
2. 帝国ホテルおよびセゾンは、所定の審査により、会員もしくは家族会員がプレゼント申込みに関し不正・虚偽の行為をしたと認めた場合、または本規定・本カードのインペリアルクラブカード会員特約、インペリアルクラブ会員規約およびUCカード会員規約を遵守していないと認めた場合には、当該会員へのプレゼントを拒否または留保することができるものとします。この場合、会員にその旨通知されます。

第12条（プレゼント対象となるポイント残高）

1. プレゼント対象となるポイント残高は、前条に基づくプレゼントの決定後の所定日時点での有効ポイント残高としますので、ご利用代金明細書またはUCコミュニケーションセンター「インペリアルクラブ」デスクで伝えられたポイント残高と異なる場合があります。
2. 第8条1項の所定の期間に蓄積されたポイントは、プレゼントの申込みがない場合、蓄積年度の翌年度に限り自動的に繰越いたします。

第13条（プレゼントの方法）

1. 帝国ホテルは、前条に基づきプレゼント対象となったポイント残高を帝国ホテル所定の率で換算した相当金額の品物を、前条第1項の所定日時点でインペリアルクラブカードに登録されている本人会員へプレゼントいたします。
2. プレゼントは、本人会員に帝国ホテルが案内するプレゼント申込書に基づき、プレゼントするものとします。

3. 前項プレゼント申込書は、所定の蓄積期間の有効ポイント確定後に1回送付いたします。

第14条（公租公課）

インペリアルクラブポイントプレゼントよりプレゼントを受けた金額について、公租公課が課せられる場合、会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第15条（ポイントの消滅）

会員が、理由の如何を問わず、インペリアルクラブ会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定もしくはインペリアルクラブポイントプレゼントに於ける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第16条（帝国ホテルからの委託）

会員は、ポイントの付与・蓄積・告知・プレゼントに関する事務処理を、帝国ホテルからの委託に基づき、セゾンが行なうことを予め承認するものとします。

第17条（インペリアルクラブポイントプレゼントに関する疑義等）

1. 会員は、理由の如何を問わず、インペリアルクラブポイントプレゼントに於ける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、プレゼント申込資格に関する疑義、その他インペリアルクラブポイントプレゼントの運営に関して生ずる疑義は、帝国ホテルの決するところによるものとします。

第18条（終了・中止・変更等）

1. 帝国ホテルは、予告なしにいつでもインペリアルクラブポイントプレゼントを終了もしくは中止、または内容を変更できるものとし、会員は予めその旨を承認するものとします。
2. 帝国ホテルは、第7条にいう帝国ホテル所定の率もしくは加算率、第13条にいう帝国ホテル所定の率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。
3. インペリアルクラブポイントプレゼントの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

会員資格喪失の折には、ただちに本カードをご返却ください。

株式会社 帝国ホテル

〒100-8558 東京都千代田区内幸町1-1-1 TEL03-3504-1111
http://www.imperialhotel.co.jp


お問い合わせ

帝国ホテル インペリアルクラブデスク

 0120-116571

(9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

UCコミュニケーションセンター インペリアルクラブ デスク

 0120-116572

(9:00~17:00 土・日・祝日を除く)